

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 6 年 6 月 5 日（水曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 市長所信表明
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 報第 3 号 令和 5 年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報第 4 号 令和 5 年度下呂市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報第 5 号 令和 5 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 8 選第 6 号 下呂市選挙管理委員の選挙について
- 日程第 9 選第 7 号 下呂市選挙管理委員補充員の選挙について
- 日程第 10 同第 6 号 下呂市公平委員会委員の選任について
- 日程第 11 同第 7 号 下呂市公平委員会委員の選任について
- 日程第 12 同第 8 号 下呂市公平委員会委員の選任について
- 日程第 13 同第 9 号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 日程第 14 同第 10 号 下呂市教育委員会委員の任命について
- 日程第 15 議第 58 号 益田橋長寿命化補修工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 16 議第 59 号 令和 6 年度下呂市一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議第 60 号 財産の譲与について
- 日程第 18 議第 61 号 財産の譲与について
- 日程第 19 議第 62 号 財産の譲与について
- 日程第 20 議第 63 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について
- 日程第 21 議第 64 号 下呂市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議第 65 号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議第 66 号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議第 67 号 令和 6 年度下呂市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 25 議第 68 号 令和 6 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第 26 議第 69 号 令和 6 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第 1 号）

（追加日程）

- 追加日程第 1 報第 6 号 委員長報告

出席議員（１４名）

議長	中 島 達 也	1 番	下 平 裕次郎
2 番	桂 川 融 己	3 番	大 西 尚 子
4 番	高 井 範 和	5 番	桂 川 いずみ
6 番	加 藤 久 人	7 番	鷺 見 昌 己
8 番	田 口 琢 弥	9 番	森 哲 士
10番	田 中 喜 登	11番	尾 里 集 務
12番	中 島 ゆき子	13番	今 井 政 良

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	副 市 長	田 口 広 宣
教 育 長	中 村 好 一	会 計 管 理 者	中 谷 三 男
総 務 部 長	野 村 穰	ま ち づ く り 推 進 部 長	田 谷 諭 志
地域振興部長	大 坪 孝 弘	教 育 委 員 会 長	山 中 明 美
環 境 部 長	田 口 昇	農 林 部 長	青 木 秀 史
農 林 部 理 事	大 島 愛 彦	建 設 部 長	大 前 栄 樹
金 山 病 院 院 長	池 戸 美 紀	市 民 保 健 部 長	森 本 千 恵
福 祉 部 長	小 澤 和 博	観 光 商 工 部 長	小 池 雅 之
消 防 長	遠 藤 丙 午	上 下 水 道 部 長	今 村 正 直

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	田 添 誠	書 記	細 江 隆 義
-------------	-------	-----	---------

◎開会及び開議の宣告

○議長（中島達也議員）

おはようございます。お疲れさまです。

ただいまの出席議員は14人で定足数に達しています。

これより令和6年第4回下呂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、会議システムで配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及びCCNより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中島達也議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番 大西尚子議員、4番 高井範和議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（中島達也議員）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月26日までの22日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決定いたしました。

◎市長所信表明

○議長（中島達也議員）

日程第3、市長所信表明を行います。

市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

市長。

○市長（山内 登）

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、2期目の市長職を務めるに当たり、その所信を述べさせていただきます。

4年前に市民の皆様の御支援を頂戴し、4代目市長に就任させていただきました。振り返れば、この1期4年間は下呂市の実情を肌で感じるため、とにかく現場に出向き、市民の皆様と直接議

論を重ね、それらを基に組織や地域の枠にとらわれない横断的な連携の下、ワンチームの体制で明るいわくわくするような下呂市を目指してまいりましたが、一方では新型コロナウイルス感染症への対応から始まり、下呂温泉合掌村における使途不明金事案への対応、2年連続の豪雨災害とその復旧対策など、次々に襲ってくるその時々危機や困難を乗り越えることに全力を傾注せざるを得ない状況であったことも事実です。そんな状況下でも、公約の実現に向けてできることから取り組んできたという思いはございますが、取組の多くは10年、20年後を見据えた事業であり、いまだ道半ばであることは認めざるを得ません。

そこで、2期目の市政運営に当たっての私の所信について申し述べさせていただきます。まずは、下呂市市民憲章の最初の1節である「森と清流と温泉を宝とし」に着目し、我々の宝である森と清流、豊富な温泉をはじめ豊かな自然、文化や暮らしを大切に守るため、まずは農林水産業と観光業を磨き上げるにより、地球の環境保全に配慮した都会にはない下呂市ならではの魅力あるエリアをつくり上げ、この魅力を最大限に活用して重要課題である人口減少対策とまちづくりを進めていこうというものです。

人口減少対策の柱としては、出産・子育て・教育の充実、労働力の確保と生活支援メニューの充実、地域医療と高齢者福祉の充実の3点に注力をしてまいります。

まちづくりについては、行政サービスの充実や公共施設等の適正規模、適正配置等を進めつつ旧5町村各地域の商店街の活性化を図り、その周辺を住宅地域とするコンパクトシティを構築し、その各地域をデジタル技術を活用したネットワークで機能的に結ぶことにより下呂市全体を構成する、そんなまちづくりを進めます。

中でも、多くの市民の皆様が不安に思ってみえる地域医療、高齢者の介護福祉施設の充実や、バス、タクシーなど地域公共交通の利便性向上、災害に強い道路や電気、ガス、上下水道、情報通信など生活インフラ網の整備、労働力不足解消に向けた雇用の確保などの問題については、特に力を入れて取り組んでまいります。

以上の方針に基づき、そこに住む住民一人一人が、先人たちが築いてきた文化や暮らし、人と人との温かいつながりなどを大切に守りながら、誇りを持って下呂っていいよねと言えるようなまちを目指します。ウェルビーイング、つまり市民の皆様が幸福感を持って、そして安心して住み続けられるまち下呂市の実現に向け、引き続き努力をしてまいりますので、議員各位をはじめ市民皆様の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げ、私の所信表明とさせていただきます。ありがとうございました。

◎諸般の報告

○議長（中島達也議員）

日程第4、諸般の報告を行います。

市長行政報告、議長報告及び例月現金出納検査報告は、会議システムで配付しておりますので御確認願います。

◎報第3号から報第5号までについて（報告・質疑）

○議長（中島達也議員）

日程第5、報第3号 令和5年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第6、報第4号 令和5年度下呂市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、日程第7、報第5号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算繰越計算書の報告について、以上3件の報告を求めます。

最初に、報第3号について報告を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

おはようございます。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

報第3号 令和5年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和5年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。令和6年6月5日提出。

議案書の2ページをお開きください。

令和5年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

繰越事業につきましては、昨年の6月議会定例会から本年3月議会定例会までに議決をいただいた案件のうち、2ページ最上段の給油クーポン事業をはじめ全25件でございます。

3ページの最下段、金額（限度額）の欄を御覧ください。

限度額は合計で12億4,743万6,000円としておりましたが、25事業のうち減額となった事業が9事業あったことから、翌年度繰越額は11億3,125万8,000円となりました。

減額となった主な理由は、繰越明許費補正時に令和6年度の執行額を想定して限度額を設定しましたが、令和5年度中の執行額が想定より多かったため減額となったものです。

なお、それぞれの事業ごとの限度額、翌年度繰越額、財源内訳は記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

続いて、報第4号について報告を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（今村正直）

おはようございます。

それでは、議案書4ページをお願いします。

報第4号 令和5年度下呂市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

令和5年度下呂市水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。令和6年6月5日提出。

議案書 5 ページをお願いします。

予算繰越計算書です。

事業名、繰越額については、表記載のとおりです。

御覧のとおり、5つの事業について繰越しをしています。どの事業も浄水場等に設置してあるポンプ等の機器老朽化による更新事業で、更新する機器等は資材の調達が経済情勢により遅延したため、年度内完成が困難となり繰越しをしたものです。水道施設の機器等に係る事業を繰越ししておりますが、予備機器の活用などにより給水そのものには支障は来していないことを申し添えておきます。

以上で報第4号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

続いて、報第5号について報告を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（小池雅之）

おはようございます。

それでは、議案書の6ページをお開きください。

報第5号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算繰越計算書の報告について。

令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。令和6年6月5日提出。

議案書の7ページをお開きください。

令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算繰越計算書でございます。

繰越事業は、1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、しらさぎ座舞台改修でございます。予算計上額、翌年度繰越額とも880万円で、財源内訳は全て損益勘定留保資金でございます。本事業は、官学連携事業として連携先の女子美術大学（神奈川県相模原市）の学生からの提案を基にしらさぎ座の改修を行うこととしておりますが、昨年11月に追加提案があり、見直し協議に期間を要し、繰越したものでございます。

以上で報第5号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

これより本3件の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

12番 中島ゆき子議員。

○12番（中島ゆき子議員）

報第5号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算繰越計算書の報告について、質問をします。

7ページをお願いいたします。

繰越しの理由としまして、大学との連携により改修内容に見直しが必要になったためとございますが、12月の提案を受けてどのような見直し起きたことによってこの繰越しとなったのかについて、報告をお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

観光商工部長。

○観光商工部長（小池雅之）

見直しの内容でございます。

当初の改修内容でございますが、現在のしらさぎ座のベンチ席を階段席に変更するというものであったり、演目によりステージを増幅させることができる可動花道の設置等々の改修を予定させていただいておりました。その後、また大学のほうから追加提案という格好で既存の壁の一部を撤去して、美濃和紙を用いた障子壁の設置、映像を流すためのプロジェクターの設置とか、あと当初提案がございました可動花道に対する照明の設置、また美濃の伝統の織物、美濃縞を用いた座布団の設置等の提案がございました。

そういったことで、観光施設としましては予算額を超えない中で大学側と精査・調整をして事業を実施したいというふうに思っておりまして、それに時間を要したため繰り越したもので、基本的には今年いっぱいの中で工事を完了させたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中島達也議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終結いたします。

これで、報第3号から報第5号までの報告を終わります。

◎選第6号及び選第7号について

○議長（中島達也議員）

日程第8、選第6号 下呂市選挙管理委員の選挙について、日程第9、選第7号 下呂市選挙管理委員補充員の選挙について、以上2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

ただいまから、指名名簿を会議システムで配付いたしますので、御確認ください。

〔名簿配付〕

ただいま配付いたしましたように、下呂市選挙管理委員には、大前ひろみ氏、島良直氏、青木博幸氏、倉坪時子氏を指名いたします。また、下呂市選挙管理委員補充員には、指名推選順位第1位 二村恭弘氏、第2位 松村勝久氏、第3位 早子雅司氏、第4位 細田芳充氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました方を、下呂市選挙管理委員及び下呂市選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました大前ひろみ氏、島良直氏、青木博幸氏、倉坪時子氏を下呂市選挙管理委員に、下呂市選挙管理委員補充員には、指名推選順位第1位 二村恭弘氏、第2位 松村勝久氏、第3位 早子雅司氏、第4位 細田芳充氏が当選されました。

◎同第6号から同第8号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第10、同第6号 下呂市公平委員会委員の選任について、日程第11、同第7号 下呂市公平委員会委員の選任について、日程第12、同第8号 下呂市公平委員会委員の選任について、以上3件を一括議題といたします。

同第6号から同第8号までの3件について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登）

ただいま一括上程されました同第6号から同第8号までの議案につきまして、御説明を申し上げます。

この3議案につきましては、下呂市公平委員会委員の任期が令和6年6月15日で満了となるもので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

お願いいたします3名の方を御説明申し上げます。

議案書の8ページを御覧ください。

同第6号 下呂市公平委員会委員の選任について。

次の者を下呂市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、西田孝之、年齢45歳、住所は記載のとおりでございます。令和6年6月5日提出。

提案理由は、公平委員会委員 西田孝之氏が令和6年6月15日に任期満了となるためでございます。

続いて、議案書9ページを御覧ください。

同第7号 下呂市公平委員会委員の選任について。

選任に当たっての規定等は前号と同じでございますので、省略をさせていただき、氏名、年齢を御説明申し上げます。

氏名、西脇重元、69歳。

提案理由は、公平委員会委員 田口則夫氏から令和6年6月15日の任期満了をもって同職を辞したい旨の申出があり、その後任として西脇重元氏を選任するものでございます。

続きまして、議案書10ページを御覧ください。

同第8号 下呂市公平委員会委員の選任について。

こちらも選任に当たっての規定等は前号と同じでございますので省略させていただき、氏名、年齢を御説明申し上げます。

氏名、河村美雪、68歳。

提案理由は、公平委員会委員 曾我博男氏から令和6年6月15日の任期満了をもって同職を辞したい旨の申出があり、その後任として河村美雪氏を選任するものでございます。

以上3件につきまして、御同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中島達也議員）

これより本3件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第6号から同第8号までの3件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、同第6号から同第8号までの3件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本3件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本3件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

同第6号 下呂市公平委員会委員の選任について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第6号については同意することに決定いたしました。

同第7号 下呂市公平委員会委員の選任について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第7号については同意することに決定いたしました。

同第8号 下呂市公平委員会委員の選任について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第8号については同意することに決定いたしました。

◎同第9号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第13、同第9号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

同第9号について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登）

ただいま上程されました同第9号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任につきまして、御説明を申し上げます。

この議案につきましては、下呂財産区管理会財産区管理委員が1名欠員となっておりましたので、新たに1名を選任し、下呂市財産区管理条例第3条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議案書の11ページを御覧ください。

同第9号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任について。

次の者を下呂財産区管理会財産区管理委員に選任したいので、下呂市財産区管理条例第3条第2項の規定により議会の同意を求める。

氏名、野村克昭、年齢68歳、住所は記載のとおりでございます。令和6年6月5日提出。

提案理由でございますが、下呂財産区管理会財産区管理委員の欠員に伴い、その後任として野村克昭氏を選任するためでございます。御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島達也議員）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第9号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、同第9号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

同第9号 下呂財産区管理会財産区管理委員の選任について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第9号については同意することに決定いたしました。

◎同第10号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第14、同第10号 下呂市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

同第10号について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登）

ただいま上程されました同第10号につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の12ページを御覧ください。

同第10号 下呂市教育委員会委員の任命について。

次の者を下呂市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、竹田小織、年齢50歳、住所は記載のとおりでございます。令和6年6月5日提出。

提案理由は、教育委員会委員 田中由美氏の辞任に伴い、その後任として竹田小織氏を任命す

るためでございます。御同意賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中島達也議員）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第10号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、同第10号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

同第10号 下呂市教育委員会委員の任命について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第10号については同意することに決定いたしました。

◎議第58号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第15、議第58号 益田橋長寿命化補修工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

議第58号について、提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（大前栄樹）

おはようございます。

議案書の13ページをお開きください。

議第58号 益田橋長寿命化補修工事請負契約の変更契約の締結について。

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

1. 工事名、益田橋長寿命化補修工事。2. 契約の方法、事後審査型条件付一般競争入札。3. 契約金額、変更前が2億6,400万円、変更後が2億8,410万8,000円。4. 契約の相手方、岐阜県下呂市萩原町跡津439番地1、日産工業株式会社、代表取締役社長 島秀太郎。令和6年6月5日提出。

提案理由でございます。益田橋長寿命化補修工事の請負契約の変更契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負」に該当するためでございます。

次ページをお願いいたします。

変更内容説明資料でございます。

1. 仕様書番号、令和5年度の建工第6号でございます。2の工事名、3の契約金額につきましては、今ほど申し上げたとおりで、請負金額の増減は2,010万8,000円の増額です。

4の変更理由・内容でございますが、本工事を実施するに当たりまして、近接目視での詳細調査により補修箇所が増加したことと、当初から計上することの困難である塗膜くず、研削材などの発生材処分量が確定したことなどにより、契約金額を増額して変更契約を締結する必要性が生じたためでございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中島達也議員）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第58号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第58号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第58号 益田橋長寿命化補修工事請負契約の変更契約の締結について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。議第58号は原案のとおり可決されました。

◎議第59号について（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也議員）

日程第16、議第59号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議第59号について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登）

ただいま上程されました議第59号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

この補正予算につきましては、早急な事務処理と対応を行いたい案件を予算計上させていただいており、1つ目は、定額減税補足給付金や新たに住民税が非課税等になる世帯への給付金を速やかに給付するための予算。2つ目は、岐阜県がクアオルト発祥地への海外視察を計画されており、下呂市としてもクアオルトを推進するため、県に同行し海外視察をするための予算を計上させていただいております。詳細につきましては、まちづくり推進部長が御説明申し上げますので、お願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第59号について詳細説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

それでは、議第59号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第2号）の詳細説明を申し上げます。

議案書の15ページを御覧ください。

令和6年度下呂市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,581万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ234億6,780万7,000円とするものです。款項の区分、金

額等は、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。令和6年6月5日提出。

補正内容は、事項別明細書にて説明いたしますので、18ページを御覧ください。

歳入でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目総務費国庫補助金1,281万8,000円の増額は、定額減税補足給付金及び令和6年度に新たに住民税が非課税または均等割のみ課税となる世帯に対する給付金の給付事務費の増額に係る国庫補助金で、補助率100%で計上をしています。

その下、19款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金300万円の増額は、今回の補正で財源調整のために財政調整基金から繰り入れるものでございます。

次に、歳出でございます。

19ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、特別職活動費55万6,000円の増額は、治療・医療と連携する健康保養地づくりを推進するため、クアオルト発祥地であるドイツへ視察をするための旅行代理店への委託料及び旅費を増額補正するものでございます。

その下、6目企画費、定額減税補足給付金事業1,253万6,000円の増額は、定額減税補足給付金の速やかな給付と市民からの問合せに対応するため、事務処理と電話対応業務を会計年度任用職員による事務執行から委託業務へ切り替えるため予算を組み替えるとともに、委託料を増額補正するものでございます。

その下の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業（新たに住民税非課税世帯等）の28万2,000円の増額は、令和6年度に新たに住民税が非課税または均等割のみ課税となる世帯に対する給付金の給付に係るシステム改修委託料が当初見込額より増額となることが判明したため、不足額を補正するものでございます。

次に、20ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目保健事業費、クアオルト健康ウォーキング事業193万円の増額は、こちらも治療・医療と連携する健康保養地づくりを推進するためのドイツ視察に係る委託料と旅費を補正するもので、職員2人分を計上しております。

その下の14款予備費は、歳入歳出の財源調整として51万4,000円を増額するものでございます。

21ページを御覧ください。

こちらは、会計年度任用職員の給与費明細書です。

上の表の総括の比較欄を御覧ください。

報酬89万円の減額は、定額減税補足給付金の事務を委託に切り替えることによる減額でございます。

以上で、令和6年度下呂市一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第59号については、会議システムで配付してあります付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託します。

休憩いたします。再開は館内放送にてお知らせします。

午前10時10分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（中島達也議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので配付いたします。

〔追加日程配付〕

日程についてお諮りいたします。ただいまお手元に配付しております議事日程（第1号の追加1）、追加日程第1、報第6号 委員長報告を日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議事日程（第1号の追加1）、報第6号 委員長報告を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎報第6号について

○議長（中島達也議員）

追加日程第1、報第6号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第16、議第59号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

審査結果について、所管委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 森哲士議員。

○予算決算常任委員長（森 哲士議員）

委員長報告を申し上げます。

本日10時20分から下呂庁舎3－1会議室において、委員全員と議長、執行部からは市長、副市長、教育長をはじめ担当職員の出席をいただき、予算決算常任委員会を開催し、令和6年第4回下呂市議会定例会において審査を付託されました議第59号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第2号）について審査いたしました。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

今回の補正につきましては、国の物価高騰対策として実施される定額減税における減税し切れ

ない方への定額減税補足給付金の速やかな給付と、市民からのお問合せに対応するための予算及び治療・医療と連携する健康保養、これをクアオルトといいます、このクアオルトの発祥の地であるドイツへ、県と一体となって視察を行うための予算が主なものとなっております。

審査内容の一部を紹介させていただきますと、定額減税補足給付金事業については、委員からは市民からの問合せに対するコールセンターへの対応についての質問がなされ、執行部からは2名から3名体制を予定しており、ピーク時には増員も検討したいとの答弁がありました。

また、ドイツ海外視察に関しては、委員からは国内で最初にクアオルトに取り組まれた山形県上山市の事例は調査されているかとの質問がされ、執行部からはまずは発祥地ドイツの状況を県と共に視察を行い、国内の先行事例も十分調査していきたいとの答弁がありました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

◎議第59号について（質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第59号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第59号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議第60号から議第66号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也議員）

日程第17、議第60号 財産の譲与について、日程第18、議第61号 財産の譲与について、日程第19、議第62号 財産の譲与について、日程第20、議第63号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について、日程第21、議第64号 下呂市防災会議条例の一部を改正する条例について、日程第22、議第65号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について、日程第23、議第66号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、以上7件を一括議題といたします。

初めに、議第60号から議第63号までの4件について、提案理由の説明を求めます。

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵）

それでは、議案書の23ページをお願いいたします。

議第60号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与することについて、議会の議決を求める。

譲与する財産は、超低温冷凍庫。詳細は記載のとおりでございます。譲与する相手方は、下呂市萩原町羽根2700番地25、益田川漁業協同組合組合長 島博文氏で、譲与する理由は、新型コロナワクチン接種のため国から寄附された超低温冷凍庫について、内水面漁業の振興のため、益田川漁業協同組合に譲与するものでございます。譲与日は令和6年7月1日。令和6年6月5日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案書の24ページをお願いいたします。

議第61号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与することについて、議会の議決を求める。

譲与する財産は、超低温冷凍庫、詳細は記載のとおりでございます。譲与する相手方は、下呂市馬瀬名丸5番地8、馬瀬川上流漁業協同組合組合長 石神伝氏で、譲与する理由は、新型コロナワクチン接種のため国から寄附された超低温冷凍庫について、内水面漁業の振興のため馬瀬川上流漁業協同組合に譲与するものでございます。譲与日は令和6年7月1日。令和6年6月5日提出。

提案理由は、議第60号と同様でございます。

続きまして、議案書25ページをお願いいたします。

議第62号 財産の譲与について。

次のとおり財産を贈与することについて、議会の議決を求める。

譲与する財産は超低温冷凍庫、詳細は記載のとおりでございます。譲与する相手方は、下呂市金山町祖師野399番地2、馬瀬川下流漁業協同組合組合長 河尻光太郎氏で、譲与する理由は、新型コロナワクチン接種のため国から寄附された超低温冷凍庫について、内水面漁業の振興のため馬瀬川下流漁業協同組合に譲与するものでございます。譲与日は令和6年7月1日。令和6年

6月5日提出。

提案理由は、議第60号、61号と同様でございます。

続きまして、議案書26ページをお願いいたします。

議第63号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約を別紙のとおり定める。令和6年6月5日提出。

提案理由でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、当該規約の一部を改正するものでございます。

概要でございます。別表関係で、マイナンバーカードと被保険者証が一体化され、被保険者証が廃止されることに伴い、「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改め、附則関係で施行日を定めるものでございます。

なお、本件議決は地方自治法第291条の3第1項で、広域連合会の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める、並びに法第291条の11において第291条の3第1項の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされているものでございます。

以上、4議案について御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第64号について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（野村 穰）

議案書の29ページをお開きください。

議第64号 下呂市防災会議条例の一部を改正する条例について。

下呂市防災会議条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和6年6月5日提出。

提案理由でございます。下呂市防災会議の委員の定数を増やすため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要といたしましては、大規模地震時には上下水道設備に大きな被害が発生することが予測されるため、上下水道関係者も加えることとし、現行定数「25人」を「35人」に増員するものです。

なお、現在の委員数は25人で、委員定数の上限となっております。

施行日は公布の日からとしております。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第65号について、提案理由の説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（小池雅之）

議案書32ページを御覧ください。

議第65号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について。

下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和6年6月5日提出。
提案理由でございます。イベント開催時等における駐車場の入出庫時の渋滞緩和を目的に、特別な料金を定めるため当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、市長が必要と認めるときは、使用時間に関わらず駐車場駐車料金1台500円を徴収できる規定を追加し、入庫時に料金を徴収することでスムーズな出庫を促すもので、7月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第66号について、提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（小澤和博）

議案書の35ページを御覧ください。

議第66号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和6年6月5日提出。

提案理由でございます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）の公布に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

概要としましては、小規模保育事業及び事業所内保育事業等を行う事業所の職員配置基準について、満3歳以上満4歳未満の児童おおむね20人に対し1人以上の職員を置くとされているところを、15人に対し1人以上とするよう改め、満4歳以上の児童おおむね30人に対し1人以上の職員を置くとされているところを、25人に対し1人以上とするよう改めるものです。

附則関係では、施行日を規定し、経過措置を設定しております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

これより本7件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第60号から議第66号までの7件については、会議システムで配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎議第67号から議第69号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也議員）

日程第24、議第67号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第3号）、日程第25、議第68号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）、日程第26、議第69号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）、以上3件を一括議題といたします。

初めに、議第67号から議第69号までの3件について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登）

ただいま一括上程されました議第67号から議第69号までの補正予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議第67号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第3号）では、法律制度改正に伴って対応すべきこととなったもの、また第1・四半期を終えようとする中で、補正の必要が生じた事務事業について予算計上をしております。

まず、法律制度改正に伴って対応すべきこととなったものでは、本年度より新型コロナワクチン接種が予防接種法に基づく定期接種に位置づけられたことから、その実施に伴う費用を計上しております。

次に、第1・四半期を終えようとする中、補正の必要が生じた事務事業としては、飛騨医療センター久美愛厚生病院に対する補助金、下呂交流会館アリーナ床の改修工事費、10月19日から11月24日にかけて開催される南飛騨アートプロジェクトへの負担金、下呂温泉街におけるオーバーツーリズム対策として路上喫煙防止のための喫煙所設置費用などを計上しております。

また、議第68号及び議第69号の特別会計補正予算につきましては、不足する経費の追加とそれに伴う一般会計からの繰入れを計上させていただいています。

詳細につきましては、各担当部長が説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第67号について詳細説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

それでは、議第67号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第3号）の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

令和6年度下呂市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億5,093万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ237億1,873万7,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。

第2条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の変更は、第2表 債務負担行為補正により

ます。

第3条は、地方債の補正で、地方債の追加、変更は、第3表 地方債補正によるものです。令和6年6月5日提出。

2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まずは、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

15款国庫支出金は4,090万8,000円の増額、16款県支出金は3,742万8,000円の増額、19款繰入金
は2,500万円の減額、21款諸収入は5,199万4,000円の増額、22款市債は1億4,510万円の増額を計
上しました。

続いて3ページを御覧ください。

歳出でございます。

2款総務費は1億5,537万3,000円の増額、3款民生費は314万4,000円の増額、4款衛生費は
7,540万7,000円の増額、6款農林水産業費は42万3,000円の増額、7款商工費は679万6,000円の
増額、8款土木費は779万9,000円の増額、9款消防費は212万7,000円の減額、10款教育費は209
万9,000円の増額、続いて、4ページへ参りまして、14款予備費は201万6,000円を計上いたしま
した。

続いて、5ページを御覧ください。

第2表 債務負担行為補正の変更でございます。

市長出張等使用公用車リース料は、公用車の年度内納車が見込めないため設定期間を2年間延
長し、令和7年度より令和13年度までとするものでございます。

6ページを御覧ください。

第3表 地方債補正の（追加）と（変更）でございます。

（追加）のコミュニティ施設整備事業は、下呂交流会館管理運営費臨時（下呂交流会館アリー
ナ床改修工事）の増額補正に伴う増額で、（変更）の環境衛生施設整備事業は国庫補助金の決定
に伴い、補助裏に充当する地方債が変更になることによる増額で、その下の林業施設災害復旧事
業は、県補助金が増額交付されることに伴い減額するものでございます。

7ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、予算決算常任委員会におきま
して御審議をいただくことになると思いますので、説明を省略させていただきます。

少し飛びますが、26ページを御覧ください。

こちらは会計年度任用職員の給与費明細書でございます。

上の表の総括の比較欄を御覧ください。

職員数は、パートタイム職員1名の増で、報酬、職員手当を合わせて128万9,000円の増額で
ございます。

職員手当の内訳については、下表のとおりでございます。

28ページを御覧ください。

債務負担行為の調書でございます。

先ほど説明いたしました市長出張等使用公用車リース料に係る限度額と、令和7年度以降の支出予定額とその財源をお示ししております。

29ページを御覧ください。

地方債の調書でございます。

表の右下が令和6年度末の残高見込額で、224億1,466万円となる見込みでございます。

以上で、令和6年度下呂市一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○議長（中島達也議員）

次に、議第68号及び議第69号について詳細説明を求めます。

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵）

補正予算書31ページをお願いいたします。

議第68号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）でございます。

令和6年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億4,747万6,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和6年6月5日提出。

32ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正で、上段は歳入でございます。

9款繰入金72万6,000円の増額でございます。

下段は歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費59万4,000円の増額、4款保健事業費、1項疾病予防費13万2,000円の増額でございます。

33ページからは事項別明細書となります。

予算決算常任委員会にて御審議いただくため、詳細は説明を省かせていただきます。

以上でございます。

引き続き、37ページをお願いいたします。

議第69号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）でございます。

令和6年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万

4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,557万4,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和6年6月5日提出。

38ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正で、上段は歳入でございます。

7款繰入金43万4,000円の増額でございます。

下段は、歳出でございます。

2款医業費15万5,000円の増額、7款予備費27万9,000円の増額でございます。

39ページからは事項別明細書でございます。

予算決算常任委員会にて御審議いただくため、詳細は省かせていただきます。

42ページからは給与費明細書でございます。

以上、2議案について御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

これより本3件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第67号から議第69号までの3件については、会議システムで配付してあります付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託します。

◎散会の宣告

○議長（中島達也議員）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は6月18日午前9時30分より本会議となります。

本日はこれをもって散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午前11時19分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年6月5日

議 長 中 島 達 也

署名議員 3 番 大 西 尚 子

署名議員 4 番 高 井 範 和

